

## 性犯罪における暴行・脅迫要件に関する主要国の法制度の概要等

### 1 アメリカ（州法）

#### ○ ミシガン州刑法は

- ・ 「強制又は抑圧」が性的挿入を成し遂げるために用いられた場合には、第三級性犯罪（刑法第750.520d条(b)）
- ・ 「強制又は抑圧」には、①行為者が物理的暴力又は暴力の現実の行使によって被害者を屈服させたとき、②行為者が、被害者に対する強制又は暴力の行使による脅迫によって服従させるために被害者を抑圧し、かつ、被害者が行為者においてこのような脅迫を実行する能力を現に有すると信じたとき、③行為者が将来被害者又は第三者に対して報復すると脅迫することによって服従させるため、被害者を抑圧し、かつ、被害者が、行為者においてこの脅迫を実行する能力があると信じたとき、④行為者が、医学的に非倫理的若しくは容認できないと認知されている態様若しくは目的で被害者の医療措置又は医療検査に従事しているとき、⑤行為者が秘匿を通して又は不意打ちの要素によって被害者を屈服できるとき、を含む（刑法第750.520d条(b)、第750.520b条(1)(f)(i)ないし(v)）

などと規定している。

また、ミシガン州刑法は

- ・ ①一時的又は恒久的にその行動の性質を評価することができないことをもたらす精神疾患又は精神欠陥を患う（精神的）心神喪失者、②薬物、麻酔その他その者の同意なく投与された物質のため又はその他の行為のために、一時的にその行動を評価又は制御することができない（物理的）心神喪失者、③無意識、睡眠その他の理由により身体的に行為に対して自発的に対処できない身体的無力者に対する性的挿入は、行為者において被害者がこれらの者であることを知っていたか、又は知るべき理由がある場合には、第三級性犯罪（刑法第750.520d条(c)）

などと規定している。

#### ○ ニューヨーク州刑法は

- ・ 性的行為が被害者の同意なくして行われたことが、全ての性犯罪の要件である（刑法第130.05条第1項）
- ・ 同意の欠如は「強制的強要」によって生じる（刑法第130.05条第2項(a)）

- ・ 「強制的強要」は、①身体的有形力の行使、②彼、彼女若しくは第三者に対する差し迫った死若しくは身体的傷害に対する恐怖、又は、彼、彼女若しくは第三者が直ちに拐取されるという恐怖にさらず明示又は黙示の脅迫、により強制することをいう（刑法第130.00条第8項(a)(b)）
- ・ 強制的強要による性交は第一級強姦罪（第130.35条）、口淫又は肛門性交は第一級犯罪的性的行為罪（第130.50条）、異物挿入は第三級加重性的虐待罪（第130.66条）

などと規定している。

また、ニューヨーク州刑法は

- ・ ①精神的に無能力である場合（自己の行為の特性を評価することができない精神病又は精神障害に罹患していることをいう（刑法第130.00条第5項））、②精神的に能力が剥奪されている場合（同意なくして投与された麻薬若しくは中毒性物質の影響により、又は、同意なくしてなされたその他の行為により、一時的に自己の行動を評価又は制御することができなくなっていることをいう（刑法第130.00条第6項））、③身体的に無能力である場合（意識を失っていること、又は、身体的に、行為に不同意であることを伝えられないことをいう（刑法第130.00条第7項））には、同意する能力がないとみなされる（刑法第130.05条第3項(b)ないし(d)）
- ・ 身体的に無能力であるために同意能力を欠く他人と性交したときは第一級強姦罪（刑法第130.35条第2項）、口淫又は肛門性交したときは第一級犯罪的性的行為罪（刑法第130.50条第2項）、異物挿入したときは第三級加重性的虐待罪（刑法第130.66条）
- ・ 精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されているために同意能力を欠く他人と性交したときは第二級強姦罪（刑法第130.30条第2項）、口淫又は肛門性交したときは第二級犯罪的性的行為罪（刑法第130.45条第2項）、異物挿入したときは第四級加重性的虐待罪（刑法第130.65-a条）

などと規定している。

○ カリフォルニア州刑法は

- ・ 威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反してなされる場合
- ・ 被害者又は第三者に対し、将来、報復する旨脅迫することにより、当該被

害者の意思に反して当該行為が行われた場合であって、かつ、行為者がかかる脅迫内容を実行する合理的可能性が存する場合

- ・ 被害者又は第三者を拘禁，逮捕又は退去強制する公務員の権力を用いる旨脅迫することにより，当該被害者の意思に反して当該行為が行われた場合であって，かつ，当該被害者が，行為者が公務員であると合理的に信じた場合における，性交（第261条(a)(2)(6)(7)），肛門性交（第286条(c)(2)(A)，(c)(3)，(k)），口淫（第288a条(c)(2)(A)，(c)(3)，(k)），異物挿入（第289条(a)(1)(A)，(a)(2)，(g)）などを規定している。

また，カリフォルニア州刑法は

- ・ 被害者が精神障害，発達障害又は身体的障害のため，法的に同意する能力を欠いている場合であって，かつ，そのことにつき，行為者が知っている，又は，合理的に知っているべき場合
- ・ 中毒性薬物，麻酔性薬物その他禁制薬物により，抵抗できなくされた場合であって，かつ，行為者がそのことを知っていた又は知っているべきであった場合
- ・ 被害者が被害時に当該行為の性質につき無意識である場合であって，かつ，行為者がそのことを知っている場合（「当該行為の性質につき無意識である」とは，①意識を失っていた又は睡眠中であった，②当該行為が行われていることに気付いていなかった，知らなかった，知覚していなかった又は認識していなかった，③行為者の欺罔により，行為の重要な特性につき，気付いていなかった，知らなかった，知覚していなかった又は認識していなかった，④当該性交には，職業的な目的がないのに，これあるかのように装って，行為者がその旨虚偽の説明をしたために，行為の重要な特性につき，気付いていなかった，知らなかった，知覚していなかった又は認識していなかったため，抵抗ができないことを意味する）
- ・ 被害者が，当該行為を行っている人物が行為者以外の知人であると誤信して，当該行為に同意した場合で，その誤信が，行為者の術策，成りすまし又は秘匿によって惹起され，かつ，行為者がその誤信を惹起する意図を有していた場合

における，性交（刑法第261条(a)(1)(3)(4)(5)），肛門性交（第286条(f)ないし(j)），口淫（第288a条(f)ないし(j)），異物挿入（第289条(b)ないし(f)）などを規定している。

## 2 イギリス（イングランド・ウェールズ）

Sexual Offences Act 2003は

- ・ レイプは、Aが陰茎を他人Bの膣、肛門又は口に故意に挿入し、Bが挿入に同意しておらず、かつ、AはBが同意していると合理的に信じていなかった場合に成立する（第1条）
- ・ 挿入による暴行は、Aが身体の一部又は物を他人Bの膣、肛門に故意に挿入し、挿入が性的であり、Bが挿入に同意しておらず、かつ、AがBが同意していると合理的に信じていなかった場合に成立する（第2条）

と規定した上で

- ・ 被告人が関連行為（注）を行ったこと、特定の「事情」が存在したこと、被告人がその事情の存在を知っていたことが証明された場合には、被害者が同意していたことを問題提起するだけの十分な証拠を提出しない限り、被害者が関連行為に同意していなかったものとみなし、被告人が合理的に信じていたことを問題提起するだけの十分な証拠を提出しない限り、被告人は被害者の同意があると合理的に信じていなかったものとみなされる（第75条第1項）

「事情」とは、①被害者に暴力を用い又は同人をして同人に即時の暴力が用いられるだろうと畏怖させたこと、②被害者をして、第三者に暴力が用いられていると畏怖させ又は即時の暴力が第三者に用いられるだろうと畏怖させたこと、③被害者が不法に監禁され、かつ、被告人は不法に監禁されていなかったこと、④被害者が睡眠中又はその他意識がない状態であったこと、⑤被害者がその身体障害により、同意するか否かについて被告人と意思疎通を図ることができなかったこと、⑥被害者の同意なく、その意識を麻痺させ又は征服することが可能な物質を同人に投与し又は摂取させたこと、をいう（第75条第2項）

- ・ 被告人が関連行為を行ったこと、特定の「事情」が存在したことが証明された場合は、被害者は、関連行為に同意しておらず、かつ、被告人は、被害者が関連行為に同意していたと信じていなかったものと決定的にみなされる（第76条第1項）

「事情」とは、①被告人が、関連行為の性質又は目的について故意に被害者を騙したこと、②被告人が、被害者の知っている人物になりすまして関連行為に同意するように説得してその気にさせたこと、をいう（第76条第2項）

などと規定している。

（注）「関連行為」とは、レイプであれば、「被告人が故意に自己の陰茎を他人の膣、

肛門又は口に挿入すること」，挿入による暴行であれば，「被告人が故意に自己の体の一部又はその他の物を他人の膣又は肛門に挿入し，その挿入が性的であること」を意味する（第77条）。

（参考）

The Crown Prosecution ServiceのHP上のSexual Offences Act 2003第75条に関するlegal guidanceには，「実務では，証拠上の推定が適用されることはほとんどないことに留意されたい。」旨記載されている。

### 3 フランス

フランス刑法は

- ・ 他人の身体に対し，暴行，強制，脅迫又は不意打ちによって実行する性的挿入行為は全て，性質のいかんを問わず，強姦とする（第222-23条（強姦））
- ・ 強制は，身体的強制か精神的強制かを問わず，精神的強制は，未成年の被害者と犯人との年齢差，犯人が被害者に対して行使する法律上又は事実上の権限から生じ得る（第222-22条（性的攻撃），第222-22-1条（強制））と規定している。

### 4 ドイツ

ドイツ刑法は

- ・ ①暴行を用い，②身体若しくは生命に対する現在の危険を伴う脅迫により，③被害者が保護のない状態で行為者の影響下に委ねられている状態に乘じ，（中略）行為者が，被害者と性交をし，又は，特に被害者を辱める，とりわけ，身体への挿入と結びつけられる（強姦），類似の性的行為を，被害者に対して行い，若しくは，被害者に自己に対して行わせたとき（第177条第1項，2項）。
- などと規定している。

また，ドイツ刑法は

- ・ 中毒症を含む精神的若しくは心身的疾患若しくは障害，若しくは，深刻な意識障害を理由として，又は，身体的な理由で，反抗不能な者をその反抗不能状態に乘じ，（中略）行為者が被害者と性交し，又は，身体への挿入と結びつく類似の性的行為を，被害者に対して行い，若しくは，被害者に自己に対して行わせたとき（第179条第1項，第5項）
- などと規定している。

さらに、ドイツ刑法は

- ・ 強制状態に乗じ、18歳未満の者に対して性的行為を行うなどし、この者を虐待した者は、5年以下の自由刑等（第182条第1項）
- ・ 21歳を超える者が、16歳未満の者に対して性的行為を行うなどし、この者を虐待し、その際に、この被害者の性的自己決定能力の不足を利用したときは、3年以下の自由刑等（刑法第182条第3項）

などと規定している。

## 5 韓国

韓国刑法は

- ・ 暴行又は脅迫により、人を強姦した者（第297条（強姦））、
- ・ 暴行又は脅迫により、人に対し、口腔、肛門等の身体（性器は除く）の内部に性器を入れ、又は性器、肛門に指等の身体（性器は除く）の一部又は道具を入れる行為をした者（第297条の2（類似強姦））

などと規定している。

また、韓国刑法は

- ・ 人の心神喪失又は抗拒不能の状態を利用して、姦淫等した者は、第297条、第297条の2等の例による（第299条（準強姦等））
- ・ 未成年者又は心神微弱者（注）に対し、偽計又は威力により、姦淫等をした者は、5年以下懲役（第302条（未成年者等に対する姦淫））

などと規定している。

性暴力犯罪の処罰等に関する特例法は

- ・ 身体的又は精神的な障害により、抗拒不能又は抗拒困難な状態にあることを利用して、人を姦淫等した者は、第1項（無期懲役又は7年以上の懲役）等の例による（第6条第4項）
- ・ 偽計又は威力により、身体的又は精神的な障害がある人を姦淫等した者は、5年以上の有期懲役等（第6条第5、6項）

などと規定している。

児童・青少年の性保護に関する法律は

- ・ 19歳以上の者が、障害児童・青少年（「障害者福祉法」第2条第1項による障害者として、身体的又は精神的な障害により、事物を弁別し、又は意思決定をする能力が微弱な13歳以上の児童・青少年）を姦淫等した場合は、3年以上の有期懲役等（第8条（障害者である児童・青少年に対する姦淫等））

などと規定している。

(注) 心神微弱者とは、心神障害により、事物を弁別する能力又は意思を決定する能力が微弱な者をいう（刑法第10条第2項：心神微弱者の行為は、刑を減輕する。）